



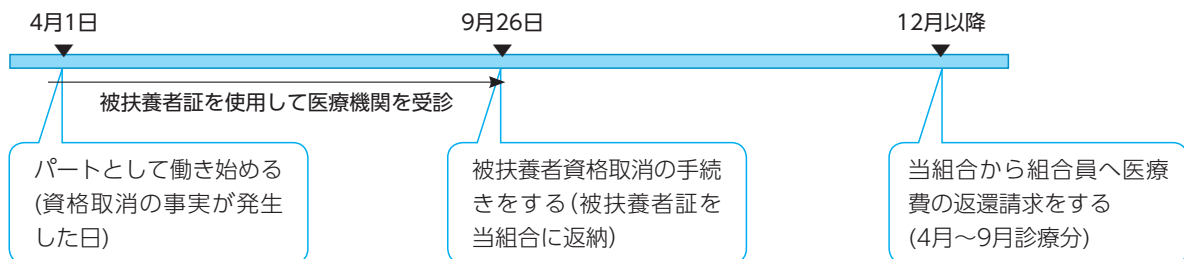
# 被扶養者資格の遡及取消と 医療費返還について



被扶養者の方が就職したり、収入額が増えたりして被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合は、その事実が発生した日にさかのぼって被扶養者資格を取り消すこととなります。

届出までの期間に当組合の被扶養者証を使用して医療機関を受診していたときは、当組合が負担した医療費を返還していただきますので、日頃から被扶養者の収入額を把握し、取消の事実が生じたときは速やかに届出をしましょう。

## 遡及取消・医療費返還のイメージ



## ■ 被扶養者資格取消の届出をすると…

当組合は組合員の方に「被扶養者資格喪失証明書(喪失日:4月1日)」を交付します。

資格喪失証明書により 国民健康保険の加入手続きを行ってください。(4月分以降の保険料をまとめて納付。)

なお、配偶者(20歳以上60歳未満)の方は国民年金の加入手続きも必要です。

## ■ 医療費返還について…

医療費は医療機関が作成する「レセプト」に基づいて算出しますが、その診療内容を社会保険診療報酬支払基金や外部委託機関で審査するため、当組合から医療費の返還請求をするまでに最短でも3ヵ月以上必要になります。

遡及した期間が長いとその返還額が高額になる場合があり、一時的な支払いとはいえ金銭面の負担になります。

## ■ 医療費返還の納付書が届いたら…

被扶養者資格取消の届出をした月のレセプト(9月分)内容が確定するのは最短でも12月以降となります。医療費返還請求の納付書が届きましたら指定された返還期限内に 医療費を返還してください。

入金を確認後、当組合から該当者の「レセプト」を送付しますので、「納付書の控え」とともに被扶養者の方が新たに加入した健康保険に 給付金の請求手続きを行ってください。